

被保険者証廃止に伴う資格確認書等について

1 概要

令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証の新規発行が終了することに伴い、新たに被保険者になる方のうち、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を保有していない方などを対象に、順次、資格確認書を交付する。また、マイナ保険証を保有している方に対しては、順次、「資格情報のお知らせ」を交付するもの。

2 現行の被保険者証の取扱い

令和 6 年 9 月に現行制度のもとで最後の一斉交付となる被保険者証の有効期間は、同年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの 1 年間とする。

3 資格確認書の取扱い

マイナ保険証を保有していない方などが、医療機関等を受診することが可能となるよう資格確認書を交付するもの。

(1) 交付対象者

資格確認書は、原則、本人の申請に基づき保険者が速やかに交付することとされているが、当分の間、本人の申請によらず保険者が交付する運用とされている（職権交付）。職権交付の対象者として想定される者は以下のとおりである。

- ・マイナ保険証を保有していない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- ・DV 被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報の閲覧制限のある方 等

(2) 有効期間

現在、70 歳以上 75 歳未満の被保険者が受診する際に必要となる高齢受給者証（※）の有効期間は 8 月から翌年 7 月であり、被保険者証の有効期間は 10 月から翌年 9 月と相違しているが、被保険者の利便性を高めるため、今回の制度改正にあわせて、最初の資格確認書の有効期間を令和 7 年 7 月 31 日までの約 8 ヶ月とし、令和 7 年 8 月から両方の有効期限を統一して一体化し、それ以降の有効期間は、これまでの被保険者証等と同様に原則 1 年間とする。

※高齢受給者証とは…

70 歳以上 75 歳未満の被保険者が医療機関等で負担する医療費の一部負担金の割合は、前年所得に応じて 2 割または 3 割と負担割合が異なるため、有効期限となる翌年 7 月 31 日までの負担割合を掲載したもの。70 歳以上 75 歳未満の被保険者が、医療機関等を受診する際に、被保険者証（制度改正後は資格確認書）と一緒に提示する。

(3) 交付時期

- ①令和6年12月2日から令和7年7月31日までの新規加入者
加入手続きの際に交付し、それ以降は、毎年有効期限（7月31日）前に交付する。
- ②令和6年12月1日時点で被保険者であり、その後の継続加入者
現行の被保険者証の有効期限前の令和7年7月（予定）に一斉交付する。それ以降は、毎年有効期限（7月31日）前に交付する。

4 「資格情報のお知らせ」の取扱い

「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証を保有している方が、自身の保険情報を簡易に確認できる書類として本人の申請によることなく交付するもの。カードリーダーを設置していない医療機関等を受診する際に、マイナ保険証とともに提示することで、現行の被保険者証と同様に医療機関等を受診することが可能となる。

(1) 交付対象者

マイナ保険証を保有している方

(2) 有効期間

- ①70歳未満の被保険者
有効期間の設定はない。
- ②70歳以上75歳未満の被保険者
医療機関等を受診する際の負担割合を前年所得に応じて毎年判定し、「資格情報のお知らせ」に、その負担割合を掲載する必要があることから、資格確認書の取扱いと同様に最初の「資格情報のお知らせ」についての有効期限は令和7年7月31日までとし、令和7年8月以降は原則1年間とする。

(3) 交付時期

- ①令和6年12月2日から令和7年7月31日までの新規加入者
加入手続きの際に交付し、それ以降、70歳以上75歳未満に限り、毎年有効期限（7月31日）前に交付する。
- ②令和6年12月1日時点で被保険者であり、その後の継続加入者
現行の被保険者証の有効期限前の令和7年7月（予定）に一斉交付する。それ以降、70歳以上75歳未満に限り、毎年有効期限（7月31日）前に交付する。

5 被保険者への周知・広報

令和6年8月以降	本市ホームページで周知
令和6年9月	現行の被保険者証の最後の年次更新時、国保加入の全世帯を対象にリーフレットを同封
令和6年11月（予定）	市政だよりで周知
令和7年7月（予定）	資格確認書または「資格情報のお知らせ」の交付時にリーフレットを同封